

廃 第 1 1 4 0 号

令和元年10月29日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長

(公印省略)

解体業の許可の取消しについて (通知)

使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年法律第87号。以下「法」という。) 第66条の規定により解体業の許可を取り消しましたので、下記のとおり通知します。

記

事業者の氏名又は名称	株式会社共栄自工
業 の 区 分	解体業
許 可 の 番 号	20123000089
処 分 の 年 月 日	令和元年10月29日
処 分 理 由	株式会社共栄自工は、当該法人の役員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により欠格要件に該当した。 (法第62条第1項第2号チ)

【担当】

千葉県環境生活部廃棄物指導課

監視指導室 指導担当

TEL : 043-223-2684

廃 第 1 1 4 0 号

令和元年10月29日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長

(公印省略)

引取業及びフロン類回収業の瑕疵による登録の取消しについて (通知)

使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年法律第87号。以下「法」という。) 第44条による引取業の登録及び第55条によるフロン類回収業の登録について、登録の拒否に該当していたことが判明し、登録を取り消しました (講学上の職権取消し) のので、下記のとおり通知します。

記

事業者の氏名又は名称	株式会社共栄自工
業 の 区 分	引取業及びフロン類回収業
許 可 の 番 号	20121000089 20122000089
処 分 の 年 月 日	令和元年10月29日
処 分 理 由	引取業及びフロン類回収業の更新登録のときに株式会社共栄自工の取締役が登録の拒否に該当していたことが判明した。 (法第45条第1項第2号及び第56条第1項第2号)

【担当】

千葉県環境生活部廃棄物指導課

監視指導室 指導担当

TEL : 043-223-2684